

会誌投稿規定

(2021年7月2日改正・第32巻1号より適用)

1. 本誌の目的

会誌『高圧力の科学と技術』(The Review of High Pressure Science and Technology, 略称Rev. High Pressure Sci. Technol., RHPST) は、高圧力の科学と技術に関する国内外の学術的情報の提供・普及、会員の啓蒙、研究成果の発表、本会および関連学協会が行う行事の広報、会員の相互交流などを目的として発行する。

2. 本誌の内容

本誌が扱う高圧力の科学・技術とは、流体圧力または固体圧力の発生からその応用に至るまで、圧力が関連するあらゆる分野の基礎科学、工学または工業技術等をいう。本誌の内容を次のように分類する。

- A. 卷頭言、時評
- B. 解説類: 特集、総説、解説、講座、トピックス、受賞記念解説、博士論文紹介、実験ワンポイント 等
- C. 原著論文: 論文、総合論文、ノート
- D. 論説
- E. 研究の最前線から (最新研究の背景、研究施設・装置の紹介)
- F. 研究室紹介
- G. 書評、新刊書紹介
- H. サロン (学会の運営・会誌の内容・学術動向等に関する会員の投書欄、国際会議や学会の報告、NEW FACE (若手研究者紹介))
- I. 追悼文
- J. 会告 (行事カレンダー、本会主催・共催・協賛行事の案内・報告、国内外の学術的会合・行事・研究会等の案内・報告、会務報告、受賞者等の紹介、事務局だより)

3. 原稿の作成と取り扱い

3.1 投稿資格

原著論文については、責任著者は本会の会員でなければならない。ただし編集委員会が認める場合はこの限りではない。

3.2 投稿原稿の種類

投稿原稿は原則として上記2.のB - Jのいずれかとする (特集を除く)。以下、カッコ内は刷上りページ数。

(a) 総説、解説、講座、トピックス (約8ページ)

高压科学・技術および関連領域の種々の課題や最近の進歩について、多数の参考文献を付して系統的、総合的に解説するもの。

(b) 受賞記念解説 (約8ページ)

高压科学・技術に関する業績で国内外の学会より賞を受けた会員が受賞内容を中心にして行う解説。

(c) 博士論文紹介 (約4ページ)

学位 (博士) 取得後2年以内の正会員 (資格変更手続中の学生会員も含む) が単著で自身の博士論文を中心にして行う解説。

(d) 実験ワンポイント (約2ページ)

高压力に関わる特定の実験方法について各分野の読者にも理解しやすいように解説し、また得られる知見について実験例を上げて説明する。さらに、その実験の最も大切なポイントやノウハウを指摘し、今後の期待される進展にもふれる。

(e) 論文 (約8ページ)

高压科学・技術に関する他誌に未発表の独創的な価値ある事実、データあるいは結論を含む完成した研究報告。

(f) 総合論文 (約10ページ)

著者が既に公表した数報の論文を改めて総合的にまとめ、質的に新たな知見や結論を加えた論文。

(g) ノート (約2ページ)

断片的であっても新しい事実、価値あるデータ、適用性の広い改良などを含む速報性を有する短い報告。

(h) 論説（約2ページ）

高压科学・技術に関する新しい提言、主張等。

(i) 研究の最前線から、研究室紹介、書評、新刊書紹介、サロン、追悼文

刷上りページ数は随時（研究室紹介は約2ページ）。

3. 3 原稿と電子メディアの作成

原稿及び電子メディアは、別に定める『執筆の手引き』にしたがって作成し提出する。著者より提出された原稿は査読、書式校正等の手続きを経た後、そのままPDFファイルに変換され本誌に掲載される。

3. 4 用語

和文または英文に限る。ただしabstractとkeywords、図表の説明は英文とする。

3. 5 原稿と電子メディア送付先

原稿、電子メディア等の送付先は本会事務局・編集担当とする。

3. 6 受付年月日と受理年月日

本会が執筆者から原稿を受け取った日付を受付年月日、審査後に掲載許可となった日付を受理年月日とする。

3. 7 原稿の審査

原稿は、全て編集委員会内の内容審査を経て採否が決定される。特に原稿内容B、C、Dに関しては、匿名査読者にも審査を依頼する。編集委員会は著者に原稿の内容、形式等について修正を求めることがある。指定された期日までに再提出されない場合は、投稿を撤回したものとみなすことがある。

4. 著作権

4. 1 掲載済の記事の著作権

掲載済の記事の著作権は本会に帰属する。原稿が本誌に掲載可となった時点で、執筆者は本会へ著作権を委譲したものとみなす。特に原稿内容B、C、Dに関しては、著者は著作権・出版権の委譲承諾書を本学会に提出することとする。

4. 2 転載

他誌の文献中（著者本人の文献を含む）の図版を引用する場合には、執筆者の責任において必ず版権所有者から転載の許可を受けなければならない。

5. 別刷

原則、原稿内容B、C、D、E、Hに限り、原稿提出時に申し出のある場合につき、電子版および紙面印刷別刷を作成する。別刷は本会の内規により有料とする。